

令和3年第1回宇治田原町議会臨時会

目 次

○第2日（令和3年1月8日）

議事日程（第2号）	9
日程第1 議案第2号 宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定する について	11
日程第2 議案第1号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）	13
日程第3 閉会中の継続調査の申し出について	14

令和3年第1回宇治田原町議会臨時会

議事日程(第2号)

令和3年1月8日

午前10時開議

- 日程第1 議案第2号 宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについて
- 日程第2 議案第1号 令和2年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第3 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員

	4番	山本 精	議員
	8番	森山 高広	議員

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教 育	長	奥村 博巳 君

都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
健康福祉担当理事	黒川剛君
建設事業担当理事事務 代理兼上下水道課長	垣内清文君
教育次長	野田泰生君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君
税住民課長	馬場浩君
福祉課長	廣島照美君
健康対策課長	立原信子君
子育て支援課長	清水清君
建設環境課長	谷出智君
まちづくり推進課長 事務代理兼まちづくり 推進課課長補佐	下岡浩喜君
産業観光課長	木原浩一君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

本日、山本精議員、森山高広議員から欠席の申し出があり、これを許可しております。ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第1、議案第2号、宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについてを議題といたします。

本案につきましては、昨日の会議で重大事件等調査特別委員会に付託を行っておりますことから、重大事件等調査特別委員会委員長の報告を求めます。重大事件等調査特別委員会、浅田晃弘委員長。

○重大事件等調査特別委員会委員長（浅田晃弘） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、重大事件等調査特別委員会に付託されました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第2号、宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、設置される第三者委員会の会議及び議事録は公開されるのか、第三者委員会の議会への報告は予定しているのか、また、住民への報告はどうするのかとの質疑があり、会議は傍聴要領を基本に公開と考えるが、プライバシーに関わる部分もあることから、状況に応じて非公開になることも想定している。議事録についても作成は行うが、非公開の会議については議事録の公開内容を十分精査の上、対応する。議会への報告は、第三者委員会の進捗状況に合わせて、議会とも相談の上、適宜報告したい。また、住民への報告については、プライバシーへの配慮も踏まえ、内容を十分精査しながら、報告できるものは報告していきたいとの答弁があったところです。

さらに、委員会設置の根拠を要綱ではなく、なぜ条例とするのか、委員の任期は調査終了までとあるが、調査期間はどれくらいを想定しているのか、本人の招致や本人への聴き取り等を行うのかとの質疑があり、委員会については、町から独立した第三者委員会として調査権を持つことから、その権限を条例に基づき議会の承認を得る中で設置するためであり、調査期間については、1年ぐらいが一つの目安と考えている。第三者委

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛否のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第2、議案第1号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案につきましては、昨日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、馬場哉委員長。

○予算特別委員会委員長（馬場 哉） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは予算特別委員会に付託されました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第1号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、重大事件等調査委員会費について、委員には弁護士も予定されている中、弁護士費用については、一般的に着手金と成功報酬が必要であるが、時間給で賄えるのか、との質疑があり、まだ確定はしていないが、調査に係る時間や会議出席等の時間も含めてこの単価でお願いをしているところであるとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました議案第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第1号、令和2年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第1号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛否のボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口 整） 日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。以上で、今臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。これをもって令和3年第1回宇治田原町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時15分

○議長（谷口 整） ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、臨時会閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、宇治田原町重大事件等調査委員会設置条例関係1件、予算関係1件、合わせまして2議案につきましてご提案を申し上げましたところ、原案どおりご可決をいただき、誠にありがとうございました。

この度の幹部職員の逮捕事案では、町政への信頼を大きく損なうことになり、職員を管理監督する私自身の責任を痛感しておるところであります。

かかる事態により町政が危機的な状況に立たされていることを深く認識し、猛省の上

に立って、事件の原因究明と再発防止に取り組む必要があると考えておるところでございます。

本町は、多くの皆様から温かいご支援をいただき、昨年7月に、新しいまちづくりの拠点である新庁舎を開庁いたしました。厳しい財政状況の中、この新庁舎とともに新都市創造ゾーンの形成を牽引する都市計画道路宇治田原山手線の整備や、また移住定住対策などの主要施策を推し進めていくためには、住民の皆様のまちづくりに対する一層のご支援・ご協力が不可欠であります。深く傷ついた町政への信頼を一日も早く取り戻し、未来に希望と責任が持てる「ふるさと宇治田原」を次代に繋ぐ道筋を確かにするのが、私に課せられた最大にして最重要の責任であると考えております。

この上は、2月に2期目の任期満了を迎えるにあたり、引き続き町政における厳しい課題にしっかりと向き合い、町長として職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

寒気はことのほか厳しい時節ではございますが、コロナ禍の中、議員各位におかれましてはご自愛をいただき、ふるさと宇治田原のまちづくりのために一層のご活躍を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 榎 木 憲 法